

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月24日（平成28年（行情）諮問第260号），同年9月1日（同第527号），同月5日（同第559号）及び同月21日（同第599号）

答申日：平成28年12月5日（平成28年度（行情）答申第557号及び同第559号ないし同第561号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料（平成27年9月分）及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料（平成28年2月分）及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料（平成28年1月分）及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料（平成27年11月分）及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2015年9月分，同年11月分，2016年1月分及び同年2月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下，併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，別紙1及び別紙2に掲げる文書並びに「各国データベース」（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，別紙1に掲げる文書を保有していないとして不開示とし，別紙2に掲げる文書の一部及び「各国データベース」の全部を不開示とした各決定については，本件対象文書を特定し，別紙1に掲げる文書を保有していないとして不開示とし，別紙2に掲げる文書の一部を不開示としたことは，妥当である。

第2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，平成27年11月27日付け防官文第18371号，平成28年5月2日付け防官文第9224号，同年3月15日付け防官文第4426号及び同年1月22日付け防官文第1047号（以下，順に「原処分1」ないし「原処分4」といい，併せて「原処

分」という。)により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った各一部開示決定について、その取消しを求める。

2 不服申立ての理由

不服申立人の主張する不服申立ての理由は、各不服申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。(なお、不服申立人が添付している資料の内容は省略する。)

(1) 不服申立書(平成28年(行情)諮問第260号, 同第527号, 同第559号及び同第599号)

ア 本件各開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。

イ 本件対象文書の履歴情報の特定を求める。

ウ 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

エ 「当該記事一覧」が存在しないとのことだが、「防衛省行政文書管理規則」(平成23年防衛省訓令第15号)14条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる。同条項に従うなら、名称はいずれにせよ、記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。

オ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

カ 紙媒体についても特定を求める。

(2) 意見書

基礎情報隊の所属の隊員が身分・氏名を明らかにした上で部外に意見を発表している事実がある。諮問庁が主張する「自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがある」という主張に根拠があるのであれば、隊員が身分を明かして「職務に関する意見を発表」という事態は考えられない。本事例は、諮問庁の主張に根拠がないことを隊員自身が証明していると言える。(意見書2, 6, 9及び10)

(意見書1, 3ないし5, 7, 8, 11及び12は本答申では省略。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1(平成28年(行情)諮問第260号)

(1) 経緯

本件開示請求は、「基礎情報隊が作成したロシア, 中国, 朝鮮半島, 米州, 欧州, アフリカ, その他の地域, 及び軍事科学技術に関する情報

資料（２０１５年９月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、本件開示請求に対し、別紙１の１に掲げる文書、別紙２の１に掲げる１８文書及び「各国データベース」（以下「本件対象文書１」という。）を特定し、法９条１項の規定に基づき、平成２７年１１月２７日付け防官文第１８３７１号により、法５条３号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定（原処分１）を行った。本件不服申立ては、原処分１に対してされたものである。

（２）本件対象文書１の電磁的記録について

本件対象文書１のうち別紙２の１に掲げる１８文書及び「各国データベース」は、陸上自衛隊基礎情報隊の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、パソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

（３）不開示とした部分及び理由について

ア 別紙２の１に掲げる１８文書中、情報資料作成者の氏名及び階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

イ 各国データベースについては、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

ウ 「当該記事一覧」については作成しておらず、不存在であるため不開示とした。

（４）不服申立人の主張について

ア 不服申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書１の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式を特定している。

なお、不服申立人は、処分庁が原処分１における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのようように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の

規定はないことから、原処分1においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

イ 不服申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書1の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書1の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 不服申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書1の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件対象文書1と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 不服申立人は、「防衛省行政文書管理規則」（平成23年防衛省訓令第15号）14条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、「記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、同条1号の規定は、行政文書を作成し、又は取得した場合の手続きを定めたものであり、記事一覧に相当する文書が存在するとする主張の根拠とはなり得ない。

なお、原処分1に当たり、陸上幕僚監部内の全ての部署及び当該資料を閲覧可能な全ての部隊において、パソコン内のフォルダ、書庫及び倉庫を探索したが、本件対象文書1以外に開示請求に該当する文書を保有していないことを確認し、さらに、本件不服申立てを受け、確実に期すために行った再度の探索においても同様であり、記事一覧に相当する文書の存在は確認できなかった。

オ 不服申立人は、「行政文書」に関する国の解釈に従い、本件対象文書1の紙媒体についても特定するよう求めるが、上記（2）のとおり、本件対象文書1の保管は、パソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っていることから、本件対象文書1は電磁的記録のみを保有しており、原処分1に当たって行った探索及び本件

不服申立てを受けて行った再度の探索においても紙媒体の存在は確認できなかった。

カ 以上のことから、不服申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

2 理由説明書2（平成28年（行情）諮問第527号）

（1）経緯

本件開示請求は、「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2016年2月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり，本件開示請求に対し，別紙1の2に掲げる文書，別紙2の2に掲げる24文書及び「各国データベース」（以下「本件対象文書2」という。）を特定し，法9条1項の規定に基づき，平成28年5月2日付け防官文第9224号により，法5条3号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定（原処分2）を行った。本件不服申立ては，原処分2に対してされたものである。

（2）本件対象文書2の電磁的記録について

上記1（2）と同旨

（3）不開示とした部分及び理由について

上記1（3）と同旨

（4）不服申立人の主張について

ア 上記1（4）アと同旨

イ 上記1（4）イと同旨

ウ 不服申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため，本件対象文書の内容が，交付された複写には欠落している可能性がある。」として，複写の交付が本件対象文書2の全ての内容を複写しているか確認を求めるが，本件不服申立てがされた時点においては，開示の実施は行われておらず，したがって複写の交付も行われていない。

エ 上記1（4）エと同旨

オ 上記1（4）オと同旨

カ 以上のことから，不服申立人の主張はいずれも理由がなく，原処分2を維持することが妥当である。

3 理由説明書3（平成28年（行情）諮問第559号）

（1）経緯

本件開示請求は、「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2016年1月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する

場合，その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり，本件開示請求に対し，別紙１の３に掲げる文書，別紙２の３に掲げる１１文書及び「各国データベース」（以下「本件対象文書３」という。）を特定し，法９条１項の規定に基づき，平成２８年３月１５日付け防官文第４４２６号により，法５条３号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定（原処分３）を行った。本件不服申立ては，原処分３に対してされたものである。

(２) 本件対象文書３の電磁的記録について

上記１（２）と同旨

(３) 不開示とした部分及び理由について

上記１（３）と同旨

(４) 不服申立人の主張について

ア 上記１（４）アと同旨

イ 上記１（４）イと同旨

ウ 上記２（４）ウと同旨

エ 上記１（４）エと同旨

オ 上記１（４）オと同旨

カ 以上のことから，不服申立人の主張はいずれも理由がなく，原処分３を維持することが妥当である。

４ 理由説明書４（平成２８年（行情）諮問第５９９号）

(１) 経緯

本件開示請求は，「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（２０１５年１１月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり，本件開示請求に対し，別紙１の４に掲げる文書，別紙２の４に掲げる２４文書及び「各国データベース」（以下「本件対象文書４」という。）を特定し，法９条１項の規定に基づき，平成２８年１月２２日付け防官文第１０４７号により，法５条３号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定（原処分４）を行った。本件不服申立ては，原処分４に対してされたものである。

(２) 本件対象文書４の電磁的記録について

上記１（２）と同旨

(３) 不開示とした部分及び理由について

上記１（３）と同旨

(４) 不服申立人の主張について

ア 上記１（４）アと同旨

イ 上記１（４）イと同旨

ウ 上記2(4)ウと同旨

エ 上記1(4)エと同旨

オ 上記1(4)オと同旨

カ 以上のことから、不服申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分4を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合の上、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月24日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第260号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年4月14日 審議（同上）
- ④ 同年5月6日 不服申立人から意見書1ないし3及び資料を収受（同上）
- ⑤ 同年9月1日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第527号）
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑦ 同月5日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第559号）
- ⑧ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑨ 同月13日 審議（平成28年（行情）諮問第527号及び同第559号）
- ⑩ 同月21日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第599号）
- ⑪ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑫ 同年10月3日 不服申立人から意見書4ないし9及び資料を収受（平成28年（行情）諮問第527号及び同第559号）
- ⑬ 同月24日 不服申立人から意見書10ないし12及び資料を収受（平成28年（行情）諮問第599号）
- ⑭ 同月26日 審議（同上）
- ⑮ 同年12月1日 平成28年（行情）諮問第260号、同第527号、同第559号及び同第599号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定の上、別紙２に掲げる文書中の作成者の氏名及び階級等並びに「各国データベース」の全部については、法５条３号に該当するとして不開示とし、また、別紙１に掲げる文書については、作成しておらず不存在であるとして不開示とする原処分を行った。

不服申立人は、本件対象文書について、本件対象文書の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定を求めるとともに、「当該記事一覧」は存在するはずであると主張し、別紙２に掲げる文書中の法５条３号該当による不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めている。

以上を踏まえ、以下、当該記事一覧、紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無並びに本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２ 「当該記事一覧」の保有の有無について

(１) 別紙２に掲げる各文書及び「各国データベース」の保存、管理の状況及び「当該記事一覧」の保有の有無について、その詳細を当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、次のとおりである。

ア 別紙２に掲げる各文書及び「各国データベース」は、基礎情報隊が作成した情報資料であり、第１科から技術科までの計６つの科において、各科が担当するそれぞれの分野について、新聞、ウェブサイト等様々な媒体の公刊資料等から収集した情報を基に、パソコンを利用して各科ごとに毎日作成し、週単位で更新される。

イ 各科が作成した情報資料には、その作成担当者によって表題が付加される。表題が付加された情報資料は、各科ごとに置かれる情報資料の管理責任者に提出され、同管理責任者が担当科分を取りまとめ、表題等に誤りがないかを確認した上で、各科ごとに設定されているパソコン内のフォルダで保存、管理される。

ウ 情報資料から特定の事柄等を抽出する場合には、情報資料を保存、管理するパソコンからフォルダ内の既に付加されている資料名、トピック、地域及び要素の各選択項目並びに表題に含まれる語句により検索が可能であり、情報資料についての何らかの一覧を作成する必要はない。

エ 以上のように、情報資料については、何らかの一覧を作成している事実はなく、本件対象文書に該当するような記事一覧は存在しない。

(２) 基礎情報隊が作成する情報資料の保存及び管理並びに特定の事柄等の抽出方法の状況に鑑みれば、情報資料の検索が可能なシステムが存する状況下で、あえて当該記事一覧を作成する実務上の必要性も認められな

いことから、当該記事一覧は存在しないとする諮問庁の上記（１）の説明に、特に不自然、不合理な点は認められない。

- （３）さらに、不服申立人は、不服申立書において、「当該記事一覧」が存在しないとのことだが、「防衛省行政文書管理規則」１４条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる。同条項に従うなら、名称はいずれにせよ、記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。」と主張する。

当審査会事務局職員をして、上記規則を確認させたところ、同規則１４条は、行政文書ファイルについて規定したものであり、同条２号は、相互に密接な関連を有する行政文書を行政文書ファイルにまとめることを定め、同規則１５条は、当該組織の事務等の性質等に応じて、大分類、中分類及び小分類に分類し、分かりやすい名称を付すことを定めていることが認められる一方、不服申立人が主張するような記事一覧に相当する文書の作成を義務付けているとは解されない。

- （４）そのほか、本件開示請求の対象として特定すべき当該記事一覧が存在すると判断すべき事情も存しないところであるから、防衛省において、「当該記事一覧」を保有しているとは認められない。

３ 紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無について

- （１）不服申立人は、本件対象文書の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録についても特定を求めているところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、陸上自衛隊基礎情報隊の各科担当者が、新聞、ウェブサイト等様々な媒体等から収集した情報を取りまとめたものである。当該資料の保管は、パソコン内にフォルダを作成し、その中に電磁的記録（PDFファイル）を格納することにより行っていることから、本件対象文書は電磁的記録（PDFファイル）のみで保有しており、紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。なお、電磁的記録は、データ容量が少なく、改ざんが難しいPDFファイル形式でのみ保有しており、原稿の電磁的記録は、保存する必要がないためPDFファイルに変換した時点で廃棄している。

イ 本件不服申立てを受け、確実を期すために再度の確認を行ったが、紙媒体の存在を確認することはできなかった。

ウ なお、理由説明書（上記第３の１（４）ア、２（４）ア、３（４）ア及び４（４）ア）においては、本件対象文書の電磁的記録について、いわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定していると記載しているが、上記アの

とおり、保有している電磁的記録はPDFファイル形式のみであって、それ以外の電磁的記録は保有しておらず、理由説明書の上記記載は誤りである。

- (2) そこで検討すると、本件対象文書のうち別紙2に掲げる各文書及び「各国データベース」は、特定の事柄を抽出するための検索が可能な状態でパソコンのフォルダ内で保存、管理されていると認められることから、これらについてはPDFファイルのみで保有しており、紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も存しない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に特定すべき文書（紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録）を保有しているとは認められない。

4 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 不服申立人は、別紙2に掲げる各文書中の法5条3号該当を理由に不開示とされた部分（本件不開示部分）の開示を求めている。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、各情報資料を作成した自衛隊員の氏名及び階級等が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、基礎情報隊は、国内外に関する情報資料や科学技術に関する情報資料を収集、処理又は蓄積し、陸上自衛隊の各部隊等の要望に応じて配布すること等を任務としており、当該不開示部分を公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (2) 不服申立人は、基礎情報隊の隊員が身分と氏名を明らかにして外部に意見を公表している事実があるとして資料を提出しているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該資料は陸上自衛隊の現役又は退職した幹部隊員のみが会員・準会員として購読できる刊行物の記事にすぎないとのことであるから、この点は当審査会の上記判断を左右しない。

5 不服申立人のその他の主張について

不服申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、別紙1に掲げる文書を保有していないとして不開示とし、別紙2に掲げる文書の一部及び「各国データベース」の全部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不服申立人が開示すべきとする別紙1に掲げる文書は、防衛省において、これを保有しているとは認められないので、不開示としたことは妥当であり、別紙2に掲げる文書について不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、これを不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1（本件対象文書のうち、不存在による不開示文書）

- 1 「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2015年9月分）及び当該記事一覧。」のうち、「当該記事一覧」（平成28年（行情）諮問第260号）
- 2 「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2016年2月分）及び当該記事一覧。」のうち、「当該記事一覧」（平成28年（行情）諮問第527号）
- 3 「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2016年1月分）及び当該記事一覧。」のうち、「当該記事一覧」（平成28年（行情）諮問第559号）
- 4 「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2015年11月分）及び当該記事一覧。」のうち、「当該記事一覧」（平成28年（行情）諮問第599号）

別紙 2 (本件対象文書のうち、一部開示文書)

- 1 (平成 27 年 1 月 27 日付け防官文第 18371 号 (原処分 1))
 - 文書 1 台湾国防部, 2015 年漢光 31 号実動演習の計画を発表
 - 文書 2 中国, 自主開発の多用途新型火砲を公開
 - 文書 3 中国軍, 「火力 2015・山丹 A」において新型器材を使用
 - 文書 4 中露「海上協力 2015 (II)」, 共同上陸演習が開始
 - 文書 5 中国国防部報道官, 兵力削減について説明
 - 文書 6 台湾, 米国太平洋軍司令官開催のシンポジウムに参加
 - 文書 7 解放軍機関, 70 周年記念行事軍事パレードの訓練風景を報道
 - 文書 8 台湾軍, 「漢光 31 号演習」において滑走路補修作業を演練
 - 文書 9 北京・天津・河北で公共交通 IC カードの相互利用実現へ
 - 文書 10 米韓連合軍司令部, 2015 年 UFG 演習実施
 - 文書 11 北朝鮮, 11 年ぶりに対南拡声器放送を再開
 - 文書 12 韓国空軍, 2015 レッドフラッグアラスカ訓練の日程を前倒し
で帰国
 - 文書 13 北朝鮮, 射程別に 3 地域のミサイルベルトを運用
 - 文書 14 米韓, 「共同局地挑発対処計画」を実戦に初適用か
 - 文書 15 ロシア: 地对空ミサイル「S-300V シリーズ」(4/6)
 - 文書 16 ロシア: 地对空ミサイル「S-300V シリーズ」(5/6)
 - 文書 17 ロシア: 地对空ミサイル「S-300V シリーズ」(6/6)
 - 文書 18 レーザの探求: 高エネルギー・レーザの幻影 (1/3)
- 2 (平成 28 年 5 月 2 日付け防官文第 9224 号 (原処分 2))
 - 文書 1 ロシア軍, 南部軍管区の戦闘即応態勢の抜き打ち検閲開始
 - 文書 2 環球網, 中国戦略支援部隊の構成について報道
 - 文書 3 中国海軍陸戦隊の戦闘車両が砂漠迷彩に塗装
 - 文書 4 漢和防務評論, 大連における中国の国産空母の建造に関し報道
 - 文書 5 中国軍, 5 大戦区の設立大会を挙行
 - 文書 6 中国海軍, ドック型揚陸艦が東海艦隊に就役
 - 文書 7 陸軍第 234 機械化歩兵旅団, 「聯勇 105-2 号」演習を実施
 - 文書 8 台湾軍, 「2016 年軍春季戦備強化」でフログマンが訓練を
公開
 - 文書 9 中国人民解放軍第 27 集団軍が河北省から山西省に移駐
 - 文書 10 陸軍特戦部隊及び陸軍第 586 装甲旅団, 寒冷地における訓練を
実施
 - 文書 11 北朝鮮, 長距離ミサイル奇襲発射準備完了か
 - 文書 12 韓国青瓦台報道官, 北朝鮮東倉里のミサイル発射の動きについて

前もっての判断を避ける

- 文書 1 3 地球観測衛星「光明星－4」号を成功裏に発射
- 文書 1 4 韓国，北朝鮮の長距離ミサイル発射に対する政府声明を発表
- 文書 1 5 北朝鮮，人民軍総参謀長が交代か，ミサイル発射成功行事で名前呼ばれず
- 文書 1 6 韓国陸軍，北朝鮮占領時の安定化作戦を初演練
- 文書 1 7 北朝鮮，光明星4号のフェアリング，イランのものと酷似
- 文書 1 8 韓国軍，小型の多用途軍用車両を2021年までに順次配備
- 文書 1 9 韓国空軍第19戦闘飛行団，大規模な戦闘対備態勢検閲を実施
- 文書 2 0 中国：地対空ミサイルシステム（3／7）
- 文書 2 1 中国：地対空ミサイルシステム（4／7）
- 文書 2 2 中国：地対空ミサイルシステム（5／7）
- 文書 2 3 中国：地対空ミサイルシステム（6／7）
- 文書 2 4 中国：地対空ミサイルシステム（7／7）

3（平成28年3月15日付け防官文第4426号（原処分3））

- 文書 1 中国海軍3大艦隊，南シナ海において実員対抗演習を実施
- 文書 2 中国人民解放軍特殊作戦部隊の実戦化訓練
- 文書 3 中国海軍陸戦隊，空挺降下訓練を実施
- 文書 4 中国軍，多くの「ハッカー」部隊を組織
- 文書 5 台湾軍，「長青14号」実動対抗演習を実施
- 文書 6 朝鮮労働党中央委員会，初の水素弾試験を行うことについて歴史的な命令を下達
- 文書 7 朝鮮民主主義人民共和国政府声明，チェチェ朝鮮の初の水素弾試験が完全成功
- 文書 8 北朝鮮，水爆実験の成功を主張（朝鮮中央通信論評）
- 文書 9 韓国軍，将軍を現在の441人から400人に縮小
- 文書 1 0 中国：地対空ミサイルシステム（1／7）
- 文書 1 1 中国：地対空ミサイルシステム（2／7）

4（平成28年1月22日付け防官文第1047号（原処分4））

- 文書 1 2015年のロシア地上軍の日における地上軍総司令官の発言
- 文書 2 ロシアがロケット打ち上げでフランスと長期契約
- 文書 3 漢和防務評論，中国軍の地図の現状について掲載
- 文書 4 中国軍の着上陸作戦時における電子戦について
- 文書 5 台湾国防部，2015年国防報告書について説明
- 文書 6 北京軍区，「北剣1510（S）」を実施
- 文書 7 台湾，「2015年政府国防反腐敗指数」でB級を獲得

- 文書 8 中国海南省三沙市，軍と地方政府の協力で民兵を強化
- 文書 9 「2015年台湾国防報告書」の中国軍関連部分について
- 文書 10 中国第32次南極科学観測隊が出発
- 文書 11 漢和防務評論，中国の70周年軍事パレード登場兵器について解説
- 文書 12 南シナ海におけるJ-11の訓練に関する報道
- 文書 13 北朝鮮，朝鮮労働党創建70周年慶祝閱兵式を挙行（2015年10月10日）
- 文書 14 韓国陸軍，大隊級偵察用無人機を前方部隊へ配置
- 文書 15 北朝鮮，潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の開発を継続<38ノース>
- 文書 16 韓国，韓国製高等練習機T-50をタイに4機輸出
- 文書 17 韓国，常備兵力を約50万人に縮小する国防改革目標を2030年までに延期
- 文書 18 北朝鮮，韓国の延坪島に近い無人島に用途不明の建物建設中
- 文書 19 韓国軍，兵器の部品製作に3Dプリンター活用
- 文書 20 韓国，世界最先端の空軍輸送機A400Mを展示
- 文書 21 ロシア：地対空ミサイル「S-300P/P T/P S/PMUシリーズ」（3/7）
- 文書 22 ロシア：地対空ミサイル「S-300P/P T/P S/PMUシリーズ」（4/7）
- 文書 23 ロシア：地対空ミサイル「S-300P/P T/P S/PMUシリーズ」（5/7）
- 文書 24 ロシア：地対空ミサイル「S-300P/P T/P S/PMUシリーズ」（6/7）